



広報

# いずみ

人口774人・男373人・女401人・出生0人・死亡0人・転入3人・転出7人・世帯数286世帯・外国2人 10月1日現在



保育所の子どもたちによるおどり（保育所・小学校・中学校合同運動会）

**2002年秋号**  
No.439

# 平成13年度 一般会計決算

## 【歳入】

区 分	繰越額	当初予算	補正額	現計予算	収入済額	収入率
(1) 村 税		229,398	△ 4,582	224,816	221,937	98.7
(2) 地方譲与税		12,879	27	12,906	12,934	100.2
(3) 利子割交付金		3,653	2,040	5,693	5,684	99.8
(4) 地方消費税交付金		10,779	△ 1,044	9,735	9,735	100.0
(5) 特別地方消費税交付金		1		1		0
(6) 自動車取得税交付金		8,165	8	8,173	8,165	99.9
(7) 地方特例交付金		2,300	2,113	4,413	4,413	100.0
(8) 地方交付税		1,144,000	110,163	1,254,163	1,254,163	100.0
(9) 交通安全対策特別交付金		505	△ 505	0		0
(10) 分担金及び負担金		8,459	△ 555	7,904	7,815	98.9
(11) 使用料及び手数料		8,536		8,536	7,393	86.6
(12) 国庫支出金	32,272	11,986	24,882	69,140	54,075	78.2
(13) 県支出金	61,280	322,954	178,258	562,492	478,061	85.0
(14) 財産収入		29,400	1,145	30,545	30,394	99.5
(15) 寄付金		1		1		0
(16) 繰入金		13,720	45,750	59,470	59,644	100.3
(17) 繰越金	14,507	20,000	16,254	50,761	50,762	100.0
(18) 諸収入		58,364	7,886	66,250	69,044	104.2
(19) 村 債	31,200	200,400	9,400	241,000	225,500	93.6
計	139,259	2,085,500	391,240	2,615,999	2,499,719	95.6

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分	繰越額	当初予算	補正額	現計予算	支出済額	執行率
(1) 議 会 費		47,546	796	48,342	47,805	98.9
(2) 総 務 費	47,272	281,399	54,549	333,220	371,110	96.8
(3) 民 生 費		191,324	△13,866	177,458	166,028	93.6
(4) 衛 生 費		93,138	636	93,774	90,772	96.8
(5) 労 働 費		400		400	194	48.5
(6) 農林水産業費	48,850	443,792	55,152	547,794	509,231	93.0
(7) 商 工 費		329,911	73,204	403,115	400,053	99.2
(8) 土 木 費		43,561	48,614	92,175	84,333	91.5
(9) 消 防 費		53,617	493	54,110	54,110	100.0
(10) 教 育 費		129,259	7,369	136,628	125,835	92.1
(11) 災害復旧費	43,137	2	165,744	208,883	129,436	62.0
(12) 公 債 費		468,541		468,541	463,655	99.0
(13) 諸 支 出 金		10	82	92	18	19.6
(14) 予 備 費		3,000	△ 1,533	1,467		0
計	139,259	2,085,500	391,240	2,615,999	2,442,580	93.4

## 定例議会

第百八十六回定例会が、九月十七日から二十日までの四日間で開催され、一般会計補正予算（第三次）や、国民健康保険事業特別会計補正予算（第二次）、診療所事業特別会計補正予算（第二次）、観光事業特別会計補正予算（第三次）、介護保険事業特別会計補正予算（第三次）が審議され、原案どおり可決されました。

一般質問では、登議員より機構（組織）改革後の経過と実効について、新井議員より地方分権に対応する本村の将来像について、末永議員よりフレアール和泉の今後の運営についてなどの質問がありました。

## 地元産業就業奨励金

八月十二日、地元産業就業奨励金交付式が行われました。今回、交付された方々は、次のとおりです。

氏 名	住 所	就 業 先
岡田 慶太	上大納 森 林 組 合	
北爪 孝志	上大納 森 林 組 合	
松井 志樹	上大納 森 林 組 合	
松林 努	朝日 公園施設管理公社	
嶋田あゆみ	朝日 社会福祉協議会	
水野 和美	朝日 井 戸 組	
今田 眞二	日本亜鉛鋅業(株)	
嶋 英華	J A テラール 鶴前九頭支所	

# 市町村合併問題

## 市町村合併 村民懇話会答申まとめ

市町村合併村民懇話会は九月十一日、合併問題に関する答申書を村長に提出しました。(配布済の「和泉村の市町村合併を考える第八号」に詳細掲載)

各団体代表、公募等から選任された二十二名の懇話会委員は、六月二十日から六回の協議を重ねました。

答申では、①地理的状况から一般的メリットが望みにくい②厳しい財政状況と地方分権の対応の難しさ③合併相手、交付税の見通しなどの情報不足④大きなテーマであり、合併是非は更に広い論議が必要など、具体的方向性を示すことは困難と結論づけた上で、次のことを村長に求めました。

- (1) 合併相手先の決定及び協議会の早急な立ち上げ
- (2) 合併に対しての行政としての取組みの提示

### サービス水準の維持

- ・ 周辺地域となりうる本村に目の届く住民サービス
- ・ 特に除雪、教育・病院・福祉や交通等の住民サービス確保と冬期間や災害時の不安解消
- (3) 合併・地域づくりの詳細且つ、具体的な情報の全村民に対する提供
- (4) 本会解散後、官民一体となった地域づくりの場の創設
- (5) 他地域や自治体との話し合いの場の創設

# Q&A

## 合併特例法とは どのような法律ですか？

「市町村の合併の特例に関する法」(合併特例法)は、昭和40年に10年間の期限付きで施行され、数回の改正を経て今日に至っています。現在の法律の有効期限は、平成17年3月31日です。

主な内容は次のようなものがあります。

### 合併協議会 (第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非も含め、市町村建設計画(まちづくり計画)の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置します。合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任します。

### 市町村建設計画 (第5条)

合併市町村がまちづくりの施策を総合的かつ効果的に促進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成します。

### 地域審議会 (第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができます。

### 地方税の不均一課税 (第10条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、不均一の課税を行うことができます。

### 普通交付税の算定の特例(合併算定替)(第11条)

合併後10ケ年度に限り、合併しなかった場合の普通交付税を全額保障し、さらにその後の5ケ年度は、段階的に縮減されます。

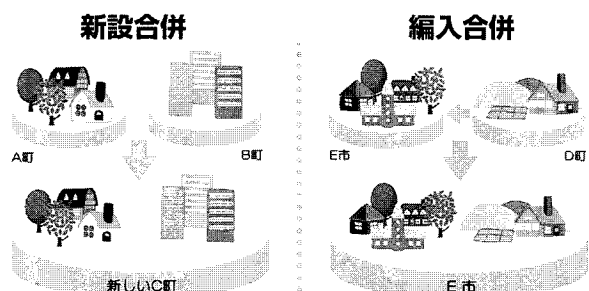
※ただし、普通交付税の算定については、毎年変更される算定式に基づき算定されるため、合併後の交付税額が10ケ年度変わらないものではありません。

## 新設合併と編入合併は どちらがうのですか？

合併協議会の場で、規模、手続きの難易、迅速性など総合的に検討し、決定されます。

新設合併は、A町とB町を廃してその区域をもってC町を設置するような場合です。この場合、合併する市町村の法人格は必ず消滅し、新しいC町という法人格の発生が伴うものです。

編入合併はD町を廃しその区域をE市に編入するような場合です。この場合、編入するE市の法人格は合併によって何らの影響も受けず、編入されるD町については法人格が消滅するものです。



# 祝敬老会

九月十五日、農林業者トレーニングセンターにおいて、敬老会が行われました。今年も中学生のボランティアのみなさんが玄関で招待者の方々を出迎え、階段と一緒に上がったリ、靴を袋に入れてあげるなど、あたたかい場面がいっぱいありました。

会場内では式典の後、介護保険をテーマにした劇が行われ、和泉村に置き換えた場合のサービスの内容で、とてもわかりやすく観ることができました。

また、午後からは、大正琴や村の子供達による笛、婦人会によるアトラクションが披露されました。



# 米寿

おめでとう  
ございます

今年、米寿を迎えられた皆様に、村からお祝いが贈られました。池尾村長が、それぞれのお宅を訪問し、記念品を渡しました。

米寿を迎えられたのは、次の方々です。

- 平瀬 安一 (角野前坂)
- 清水 ゆきを (下山)
- 山本のぶ (朝日)
- 杉本とみ (朝日)
- 谷きよ (下山)



# 祝 成人おめでとうございます 社会人への誓い新たに。

八月十五日、ふれあい会館において、成人式が行われました。今年度は十四名の若者が成人を迎えました。

式典の中で、村長が「不易」と「流行」ということについて話をしました。「いつまで経っても変わらない良いものを大切にしながら、新しいものも柔軟に取り入れよ」という意味です。

今回の新成人のみなさんもゆかたで参加という新しい感性を輝かせながらも、厳粛な態度で式典に臨むという社会人として大切な行いもしっかりとできていました。まさに不易と流行という言葉通りの成人式でした。

今回、成人されたのは、次の方々です。



- 井南 朋恵
- 表 いく美
- 久保田 めぐみ
- 谷口 沙央里
- 田村 ゆかり
- 辻 なた子
- 土本 祐貴子
- 中村 款嗣
- 西村 久美子
- 番屋 久美子
- 洞口 匡弘
- 水谷 真二
- 森尾 真翼
- 山村 麻衣子

祝

寿

おじいちゃん、おばあちゃん  
いつまでもお元気で

寿

年齢は平成14年12月末日現在

西 (女性)												東 (男性)																																																						
横網				大関				関脇				小結				横網				大関				関脇				小結																																						
嶋田ふじ				下出りメ				兼守千代子				西ふじ				坂下 榮				清水 榮				中山松井				村下 操																																						
(下山)				(朝日)				(後野)				(下山)				(負皿)				(後野)				(下山)																																										
95歳				94歳				93歳				92歳				89歳				92歳				91歳				89歳																																						
前頭(1)	前頭(2)	前頭(3)	前頭(4)	前頭(5)	前頭(6)	前頭(7)	前頭(8)	前頭(9)	前頭(10)	前頭(11)	前頭(12)	前頭(1)	前頭(2)	前頭(3)	前頭(4)	前頭(5)	前頭(6)	前頭(7)	前頭(8)	前頭(9)	前頭(10)	前頭(11)	前頭(12)	前頭(1)	前頭(2)	前頭(3)	前頭(4)	前頭(5)	前頭(6)	前頭(7)	前頭(8)	前頭(9)	前頭(10)	前頭(11)	前頭(12)																															
西あきを(朝日)	洞口のきの(負皿)	赤永ひど(朝日)	熊水くにえ(負皿)	清水ゆきを(下山)	山本のふ(朝日)	杉本とみ(朝日)	谷きよ(下山)	水口よじ(上大納)	米倉とこ子(後野)	谷口はなえ(負皿)	藤田しず(角野)	吹屋 巖市(負皿)	三嶋 勇(後野)	宇野 一雄(下山)	東 千里(下山)	田村重次郎(朝日)	松尾 義臣(朝日)	山本 富太(朝日)	中山 由松(朝日)	平瀬 安一(露巻)	山田 健二(角野)	村下 憲治(上大納)	若林 ヨシ(朝日)	山田まつゑ(角野)	尾花和歌枝(朝日)	尾崎 つる(上大納)	古川 てる(朝日)	松田まつ子(下大納)	中山 孝子(朝日)	知野 りを(後野)	高崎ゆり江(朝日)	谷口 富里(上大納)	山出 燈子(上大納)	山本チヤウ(朝日)	古山しずの(山合)	山まつゑ(下山)	山 みる(朝日)	田村 みる(朝日)	田中 こと(朝日)	上田すみえ(板倉)	吉山 すみ(角野)	中村 すま(下山)	宮下ミヨ子(朝日)	道岸百香子(山合)	村下 なつ(下山)	藤山シヨ(朝日)	82歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳
若林 ヨシ(朝日)	山まつゑ(下山)	山 みる(朝日)	田村 みる(朝日)	田中 こと(朝日)	上田すみえ(板倉)	吉山 すみ(角野)	中村 すま(下山)	宮下ミヨ子(朝日)	道岸百香子(山合)	村下 なつ(下山)	藤山シヨ(朝日)	吹屋 巖市(負皿)	三嶋 勇(後野)	宇野 一雄(下山)	東 千里(下山)	田村重次郎(朝日)	松尾 義臣(朝日)	山本 富太(朝日)	中山 由松(朝日)	平瀬 安一(露巻)	山田 健二(角野)	村下 憲治(上大納)	若林 ヨシ(朝日)	山田まつゑ(角野)	尾花和歌枝(朝日)	尾崎 つる(上大納)	古川 てる(朝日)	松田まつ子(下大納)	中山 孝子(朝日)	知野 りを(後野)	高崎ゆり江(朝日)	谷口 富里(上大納)	山出 燈子(上大納)	山本チヤウ(朝日)	古山しずの(山合)	山まつゑ(下山)	山 みる(朝日)	田村 みる(朝日)	田中 こと(朝日)	上田すみえ(板倉)	吉山 すみ(角野)	中村 すま(下山)	宮下ミヨ子(朝日)	道岸百香子(山合)	村下 なつ(下山)	藤山シヨ(朝日)	82歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳	81歳

平成十四年 お達者長寿番付



# 飛び出せ大自然に!

## 山の子塾

今、体験活動の重視が叫ばれております。そんな中、夏休みは普段学校ではできないような体験をする絶好のチャンスです。今年の夏休みも、山の子塾の行事の一環として「カヌー教室」や「サバイバルキャンプ」が地域の指導者の協力を得ながら開催されました。

七月二十八日、貝皿の前田博司先生を講師に迎え、下半原ふれあい湖畔にてカヌー教室が開催され、一人乗りのカヤックカヌーの乗り方や漕ぎ方などを、教えていただきました。最初はなかなか前に進まなかった子



カヌー教室

どもたちも、前田先生や福井工業大学カヌー部のみなさんのお手伝いを受けながら、すぐにスイスイとカヌーを乗りこなして

いました。周りで見ていた大人たちも、次第にうずうずしてきて、思わずカヌーに乗り込み、子どもと一緒に楽しく遊んでいました。

最後には大きなドラゴンカヌーに乗りながら、九頭竜湖を遊覧しました。帰る頃には、みんなベタベタに濡れてしまいましたが、「来年もまたカヌーに乗りたい」と、感想を言っていました。

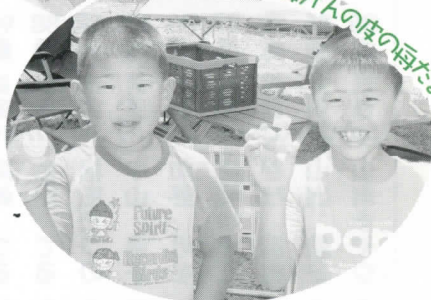
八月十七日から十八日にかけて「山の子塾サバイバルキャンプ」を智奈洞（ちなぼら）にて開催しました。何も整備されていない雑草が生えた、全く自然の中でのサバイバルキャンプでした。

昼間は川遊びを楽しみました。とてもきれいな水で気持ちよく川遊びをすることができました。

そして夕方からは、みんなが楽しみにしていたバーベキューで、メイ



竹ごはんおいしく炊けるといいね



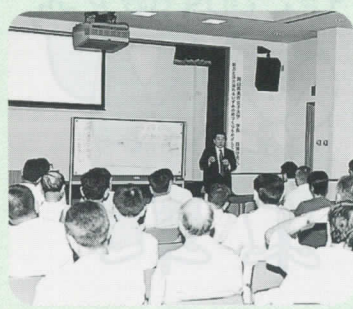
ペットボトルとみがんの皮の筒だよ

ン料理は肉の丸焼きと竹筒ごはんでした。自分達が竹を使って手作りした、お皿や箸でいただき、自然の中で味わう食事はとてもおいしくて、子どもたちも大満足でした。とくに竹筒の中に、お米とイワナを入れて炊いたごはんは最高でした。

普段は体験できない自然の中での生活は、とつても貴重な一日となりました。

## むらづくり講演会

九月十三日、ふれあい会館でもらづくり講演会が開催されました。岡山県美作（みまさか）女子大学学長、目瀬守男（めせもりお）氏を講師に招き、魅力と活力あるいずみの郷づくりを目指してという内容でお話されました。会場には、五十名余りの村民の方が聞きに来られました。



## ボランティア草刈

村民グラウンドの草取り作業が、九月二十三日に行われました。

昨年まで「きれいなグラウンドで村民体育大会を」という目的で実施されていましたが、今年の村民体育大会は、和泉中学校グラウンドに変更になったので、「村民みんなが使用するグラウンドはみんなが協力してきれいにしよう」という目的で行われました。

社会福祉協議会が中心となって行われたこの企画に、今年もたくさんボランティアのみなさんが参加をされ、たいへんきれいなグラウンドになりました。



保育所

バーベキュー大会

毎年、子供達が楽しみにしているバーベキューが今年も八月二日に行われました。

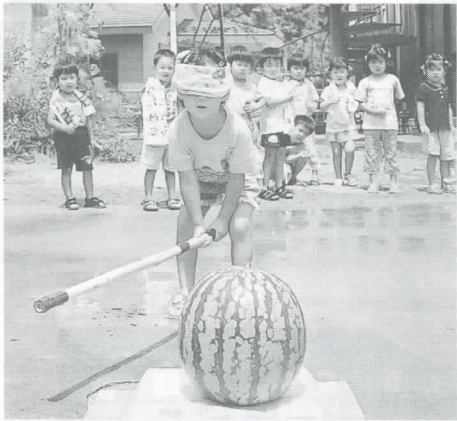
この日のために畑にジャガ芋を育て、収穫に行ったり、トウモロコシを育てたりしています。

バーベキューはあいにくの雨模様でしたが、ジャガ芋はホクホク、きゅうりやトマトも新鮮で、いつもとはちょっと違う給食に、子供達は喜んで食べていました。

にじますつかみと  
スイカ割り大会

八月一日、ニジマスつかみをしました。すばやい泳ぎのニジマスをキャラクター言いながら何度もつかまえる子供達の表情はとてもイキキしていました。

また、スイカ割りもしましたが、一生懸命、割ろうとがんばりますが、ヒビしか入れられず、子供達はくやしがついていました。でも、その後はみんなであま〜いスイカを、おいしくいただきました。



小学校

「ともたろう」  
おいしく  
育ったよ



児童三年生九名は、JR九頭竜湖駅前で新鮮な穴馬スイートコーンの「ともたろう」を販売しました。児童らは、総合学習の授業時間を利用して、草がぼうぼうと生え、荒地となっていた田んぼを借りて、まず畑作りから、種まき、追肥、水やりなど、村のベテラン講師達に教えてもらいながら、穴馬スイートコーン「ともたろう」を育てました。

「ともたろう」とは、三年生九名が命名したもので、畑には「ともたろう」の絵を描いた看板も立てました。

畑からは、約千本の穴馬スイートコーンが収穫できました。そのうち、販売用に準備した六百本余りは全て完売でした。また、村内外の福祉施設や小学校などに寄贈もしました。

中学校

職場体験

夏休みに村内の事業所を訪問し、職場の体験をしました。郵便局や、農協、フレアール和泉など、二年生九名が、自分が体験したい職場を選び、三日間、日頃の業務に参加しました。

郵便局では、郵便物の仕分けや配達、農協では、袋詰めや掃除、フレアール和泉では、客室の掃除や血洗など、生徒達は、仕事を通して「相手を思いやる心」、「地道にコツコツと努力する心」などを学びました。

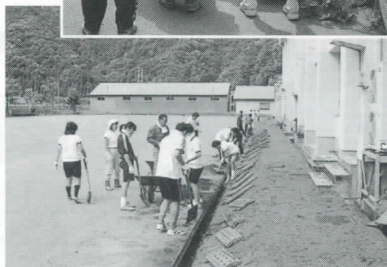
児童らが、暑い日も一生懸命、水をやり、育ててきた穴馬スイートコーンは、いっぱい実が詰まった、とても甘い、見事な出来栄となり、試食した観光客は、「甘い、甘い」と喜んでいました。



親子で奉仕作業

八月三十一日、親子で奉仕作業を行いました。校庭の側溝掃除や、学校から谷戸橋までの国道沿いを練り歩いて、空き缶を拾いました。

側溝にはたくさん土が流れ込んでいて、一輪車に何倍も汲み取れました。また、春にクリーン・アップふくい大作戦で村中で、空き缶、ゴミを拾ったにもかかわらず、ゴミ袋にはたくさんの空き缶が集まりました。夏の観光客が捨てていった空き缶を拾い、村は、再び元の姿に戻りました。





赤勝  
青勝

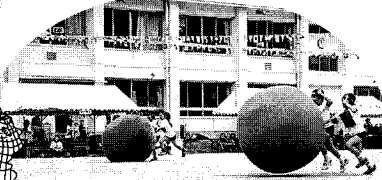
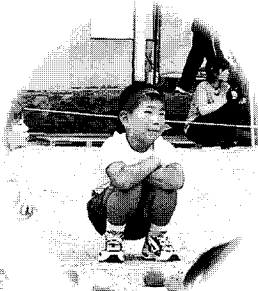
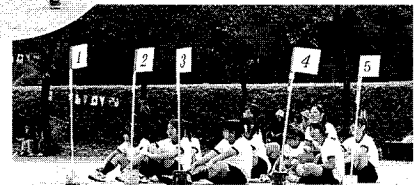
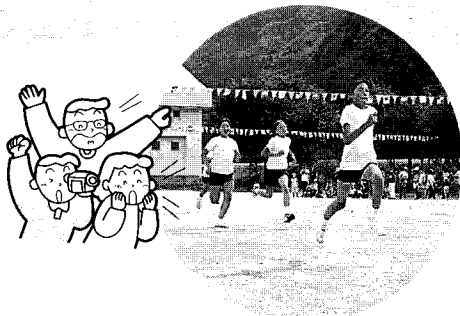
保育所

小学校

中学校



合同運動会





# SPORTS IZUMI

おもしろいイベントがありました

## 第二十一回

奥越地区中学校

陸上競技大会

(八月二十三日)

大野市ふれあい公園にて

- 二年男子 一〇〇m
- 優勝 水野 龍
- 共通女子 八〇〇m
- 優勝 久保田 美穂
- 共通男子 一、五〇〇m
- 三位 巢守 将太
- 共通男子 走高跳
- 二位 表 泰一
- 二年男子 砲丸投げ
- 二位 水野 龍
- 共通女子 砲丸投げ
- 三位 泉 麻里子

## 第三十九回

奥越地区中学校

夏季総合競技大会

剣道競技

(八月二十日)

農林業者トレーニングセンターにて

- 団体戦 女子
- 優勝 和泉中学校
- 個人 一年男子
- 優勝 木下 智仁
- 二年女子
- 優勝 谷口 真美
- 二位 谷 悠佳子
- 三年女子
- 三位 三嶋 真央

## 第31回村民バレーボール大会

第31回村民バレーボール大会が6月28日、トレーニングセンターで、開催されました。

今大会より、男女混合のソフトバレーボールとなったこともあり、中学生から高齢の方まで幅広い年代の方が一緒になって汗を流すことができました。

各地区から12チーム、総勢60名余りの参加者を得て盛大に開催することができました。

激戦の末、地区対抗では石徹白水系チームの優勝となりました。

### 地区対抗の順位

- 優勝 石徹白水系地区
- 2位 朝日地区
- 3位 大納地区
- 4位 板倉・角野・下山地区



## 第29回村民ソフトボール大会

第29回村民ソフトボール大会を村民グラウンドで開催しました。50人あまりの村民が集い、夜風を受けながらソフトボールを楽しみ、心地良い汗を流しました。結果は下記のとおりです。

- 優勝 石徹白水系地区
- 2位 朝日地区
- 3位 板倉・角野・下山地区
- 4位 大納地区



## 第19回村民ゲートボール大会

第19回村民ゲートボール大会が8月27日、JR九頭竜湖駅裏のふれあい公園で行われました。

30人あまりの村民が集い、涼しい夜風を肌に受け、夏の終わりを感しながらゲートボールを楽しみました。

今大会より、会場を昨年の秋完成した、新しい“ふれあい公園”に変更しての開催でした。ここは、街頭を明るめにしたため、ナイトゲームもできます。

この日初めてゲートボールを体験する人も、ゲートボールクラブの方からの丁寧な指導を受けながら和気あいあいとした雰囲気の中、開催することができました。

### 地区対抗別の結果

- 優勝 石徹白水系地区
- 2位 朝日地区
- 3位 板倉・角野・下山地区
- 4位 大納地区

## 「ボールを使った運動」

### 和泉村スポーツ少年団母集団育成研修会

七月七日、トレーニングセンターで、健康運動指導士の漆崎由美子先生を迎え「ボールを使った運動」を開催しました。直径六十センチ程度の大きなゴムボールを使い、大人と子供が一緒にしているような運動にチャレンジしました。この大きな「ゴムボール」は元々は脳性小児麻痺のリハビリテーションの道具としてヨーロッパで開発されたのですが、出産直後のお母さんの体力や筋力（特に腹筋）の向上や超がつく程の肥満の方の運動療法として用いられるようになりました。最近では、スポーツ選手のコンディショニングや一般の方の腰痛予防や改善、椎間板の老化防止など幅広く使われています。このボールには、

- 一・身体のリラクゼーションを目的とする
- 二・ストレッチング
- 三・身体の調整力を高める
- 四・バランストレーニング
- 五・身体の筋肉等に刺激を与える
- 六・補強トレーニング

などの特徴があります。なお、ボールは三〇〇kgの重さに耐えることができます。

お問合せは和泉村役場総務課村民生活係まで

# 国保だより

## 老人保健のここが変わります

### 4 老人保健で医療を受ける方の対象年齢が70歳以上から75歳以上に

老人保健で医療を受ける方の対象年齢が、70歳以上から75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）に変わります。ただし、平成14年9月30日までに70歳の誕生日を迎え、すでに老人保健で医療を受けている方（昭和7年9月30日以前に生まれた方）は、75歳未満であっても引き続き老人保健で医療を受けます。

※昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは引き続き現在加入している医療保険で医療を受け、75歳になったら老人保健で医療を受けます。



#### 一定の障害のある方

いわゆる「寝たきり」の状態など一定の障害があり、市区町村から認定を受けた方は、65歳から老人保健で医療が受けられます。

### 5 老人保健制度の一部負担金が1割にまた自己負担限度額が変わります

老人保健でお医者さんにかかったときに支払う費用（一部負担金）は、外来（在宅医療を含む）、入院ともかかった費用の1割になります。（一定以上所得者は2割を負担します）。また、医療費が高額になったときの自己負担限度額も変わります。

従来外来の月額上限および診療所における定額負担選択制を廃止します。

平成14年9月30日まで	平成14年10月1日から
<b>かかった費用の 1割負担</b> (1か月に3,200円、大病院では5,300円まで負担) <b>または定額制の診療所では 1日につき850円</b> (1か月に4回まで) <b>入院:かかった費用の1割負担</b> (上限額まで)	<b>かかった費用の 1割負担</b> <b>ただし 一定以上所得者は 2割負担</b> (外来の月額上限および診療所の定額負担選択制は廃止)

#### 入院時の食事代

入院したときの食事代は、一部負担金とは別に右記の金額を負担します。

一般および一定以上所得者	780円	
低所得Ⅱ	90日までの入院	650円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	500円
低所得Ⅰ	300円	

※高額医療費の支給対象にはなりません。

※低所得Ⅰ、Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。役場窓口申請してください。

### 老人保健の医療受給者証が新しくなります

老人保健で医療を受けるときに病院の窓口提出する「医療受給者証」が新しくなります。お医者さんの窓口で支払う一部負担（1割または2割）に応じた医療受給者証になります。以前のものは使えませんのでご注意ください。

# 平成14年10月1日からここが変わります

## 国民健康保険のここが変わります

### ① 病院の窓口で支払う一部負担金が年齢によって変わります

少子化対策の観点から3歳未満の乳幼児の一部負担金が3割から2割になります。また、70歳以上の高齢者の一部負担金も1割になります。(一定以上所得者は2割)。

※70歳以上75歳未満の方には、国保の保険証とは別に一部負担金の割合(1割または2割)を示す「国民健康保険高齢者受給者証」が交付されます。病院の窓口で両方を提示して下さい。

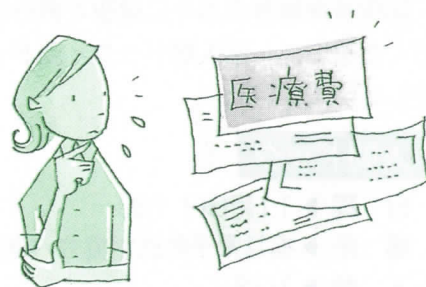


平成14年9月30日まで	平成14年10月1日から
<b>一般</b> (0歳以上70歳未満) <b>3割負担</b> ※1	<b>3歳未満の乳幼児</b> <b>2割負担</b> <b>3歳以上70歳未満</b> <b>3割負担</b> ※1 <b>70歳以上</b> <b>1割負担</b> (一定以上所得者は2割負担)

※1 退職者医療制度対象者本人の外来と、本人および被扶養者の入院は2割負担。

### ② 高額療養費の自己負担限度額が変わります

低所得の方は据え置いて、一般や上位所得者については見直します。また、70歳以上の方には医療費が高額になったときの負担を軽くするため、あらたに自己負担限度額が設定されます。1か月の医療費が高額になった場合、申請をして認められると限度額を超えた分があとから支給されます。



### ③ 退職者医療制度の対象年齢が70歳未満から75歳未満に

老人保健で医療を受ける方の対象年齢の引き上げにあわせて、退職者医療制度の対象年齢も70歳未満から75歳未満になります。

70歳以上の退職者医療制度対象者の一部負担金は、1割(一定以上所得者は2割)となります。



# 国保だより

## 無受診者表彰

一年間に一度も医療機関にかからなく、健康に過ごされた国民健康保険加入世帯と七十歳以上の方の表彰が、敬老会の席上で行われました。

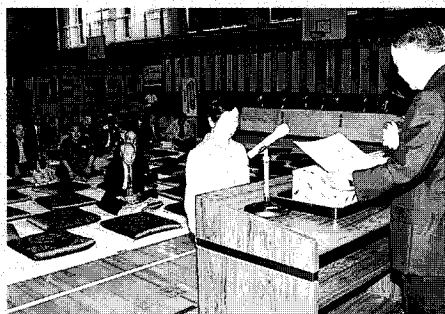
受賞された方々は次のとおりです。

### 健康世帯

谷口清次(角野)  
藤田新市(角野)  
吉川すみ(角野)  
横地美代子(上大納)  
松山なみ子(下山)  
森山忠雄(下山)  
吹屋信幸(貝山)  
古嶋忠夫(後野)

### 健康老人

藤田しず(角野)  
村下なつ(下山)  
藤山シヨノ(朝山)  
谷内みよの(下山)  
山内登子雄(下大納)  
洞川なみ子(貝山)  
吉川秀夫(朝山)  
西川ユリコ(下山)  
坪光雄(板山)  
大谷ツギ子(川倉)



大谷ツギ子さんが健康老人の代表で表彰を受けられました。



松山なみ子さんが健康世帯の代表で表彰を受けられました。

## お知らせ

国保被保険者の方々に健康で暮らしていただくために、一日人間ドック・脳ドックを予定しています。

### 人間ドック

日程 ▶ 11月8日(金)  
場所 ▶ 福井県予防医学協会(送迎あり)  
人数 ▶ 10名  
負担金 ▶ 10,000円  
(婦人ガン検診の場合3,000円加算)

### 脳ドック

日程 ▶ 11月11日・13日・18日  
20日・25日・27日  
場所 ▶ 福井県済生会病院(送迎なし)  
人数 ▶ 6名(各日1名)  
負担金 ▶ 12,000円

この機会にぜひ  
受診しましょう

国民健康保険事業の一環として、健康ふれあいまつりが敬老会の会場で開催されました。会場では、血圧測定や、骨密度検診、また食生活改善推進員による食生活の指導もありました。にぼしや粉ミルクを使ってカルシウムたっぷりのでんべいをホットプレートで焼き、来場者は、試食をしながら、作り方を教わりました。

## 健康ふれあいまつり

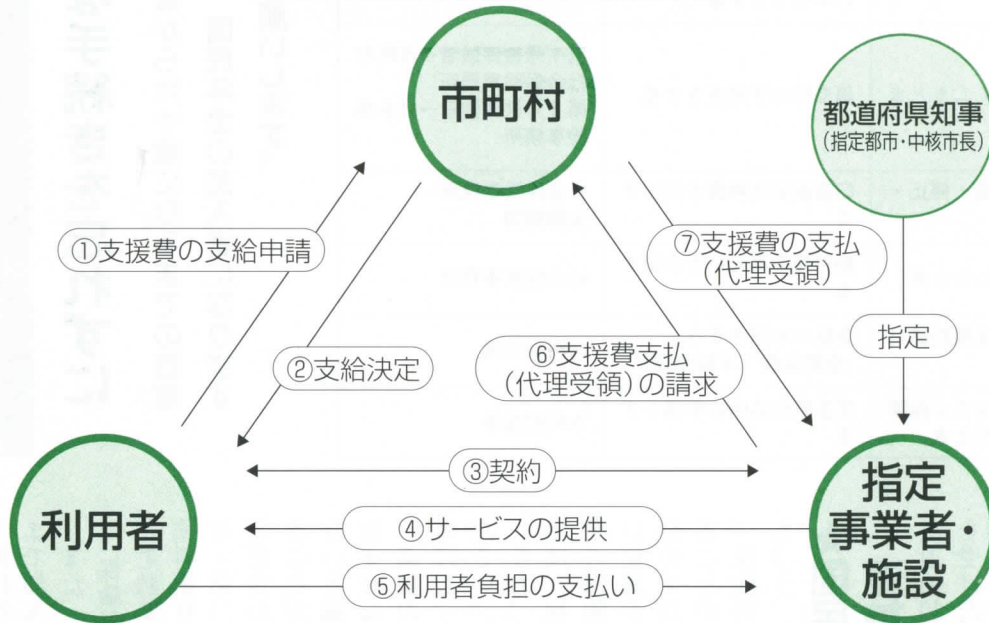


平成15年4月からスタート

# 支援費制度

今まで、障害者の方が福祉サービスを利用する場合、その人に適したサービスを村が決めていました。しかし、平成15年4月から始まる支援費制度により、障害のある人が自分でサービスを選択できるようになります。対象となるのは、身体障害のある人、知的障害のある人、障害のある子どもです。

## 支援費制度のしくみ



## 対象となる福祉サービス

### 身体障害のある人

- 施設サービス
  - ・身体障害者更生施設
  - ・身体障害者療護施設
  - ・身体障害者授産施設
- 居宅サービス
  - ・ホームヘルプサービス
  - ・デイサービス
  - ・ショートステイ

### 知的障害のある人

- 施設サービス
  - ・知的障害者更生施設
  - ・知的障害者授産施設
  - ・知的障害者通勤寮
  - ・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設
- 居宅サービス
  - ・ホームヘルプサービス
  - ・グループホーム
  - ・デイサービス
  - ・ショートステイ

### 障害のある子ども

- 居宅サービス
  - ・ホームヘルプサービス
  - ・デイサービス
  - ・ショートステイ

### 【居宅サービス】

ホームヘルプサービス……ホームヘルパーが家庭を訪問し、掃除や洗濯、食事の用意などを手伝います。  
 デイサービス………デイサービスセンターに通って、作業したりお風呂に入ったりすることができます。  
 ショートステイ………家族が病気になったときなど、施設を利用するものです。  
 グループホーム………世話人の助けを受けながら、共同生活するものです。★知的障害者の人が対象

### 【施設サービス】

更生施設……日常生活に必要な訓練を受けるところです。  
 授産施設………仕事ができるようになるための訓練を受けるところです。  
 療護施設………リハビリを受けながら生活するところです。★身体障害者の人が対象  
 通 勤 寮………職員の助けを受けながら、共同で生活するところです。★知的障害者の人が対象

支援費の支給申請は10月から始まりますので、総務課 村民生活係まで申請してください。

# 国民年金広報のまど

こんな時にはこんな手続きを忘れずに

日本国内に住所のある二十歳から六十歳になるまでの自営業者や学生、また無職の人は、国民年金の加入者になりますので、次の手続きを忘れずにお願いたします。

こんなとき	どうする	どこへ
学生や会社などに勤めていない人が20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	市町村役場
60歳前に会社などを退職したとき	第1号被保険者の手続きをする	市町村役場
60歳前に配偶者が会社などを退職したとき	第1号被保険者も手続きをする（配偶者も同様）	市町村役場
配偶者の扶養から外れたとき	第1号被保険者の手続きをする	市町村役場
結婚や退職などにより配偶者の扶養となったとき	第3号被保険者の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者の手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市町村社会保険事務所 第3号被保険者→社会保険事務所
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替依頼書を提出する	社会保険事務所 金融機関
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申請する	社会保険事務所
収入が少なく保険料納付が困難なとき	免除の申請をする（全額免除・半額免除）	市町村役場
学生で収入が少なく保険料納付が困難なとき	学生納付特例の申請をする	市町村役場

## ★将来の年金は保険料を納めることから始まります

国民年金には、二十歳から六十歳まで加入しなければなりません。また、将来年金を受け取るためには、保険料を納めることが必要です。

老齢基礎年金は二十五年以上の保険料納付済み期間等（国民年金第一号・第二号・第三号被保険者期間などを合わせた期間）があれば受給することができ、四十年に満たないと満額の老齢基礎年金が受け取れません。

満額の老齢基礎年金を受け取るためにも、きちんと保険料を納めてください。

なお、障害年金・遺族年金については、初診日又は死亡日前に国民年金の保険料を納付しなければならぬ期間がある場合は、そのうちの3分の2以上が保険料納付期間等であることが必要です。

保険料の納め忘れには気をつけましょう。

## ★国民年金保険料には追納制度があります。

追納制度とは、保険料の免除承認を受けた期間又は学生納付特例に該当した期間の保険料を、後から納付することができる制度です。

追納する場合には次のような条件があります。

①追納できる期間は、さかのぼって十年間になります。

②老齢基礎年金を受給している方は追納できません。

③一部を追納する場合は、先に経過している免除期間から順に追納することとなります。

④平成十二年三月以前の免除された期間について追納する場合の額は、経過した期間に応じた加算があります。

ただし、免除期間と学生特例納付期間が両方ある場合は、学生納付特例期間を優先して収めます。

★追納額は次の表を参考にしてください。

追納する月額	金額
平成4年4月から平成5年3月までの分	14,460円
平成5年4月から平成6年3月までの分	14,850円
平成6年4月から平成7年3月までの分	14,870円
平成7年4月から平成8年3月までの分	14,860円
平成8年4月から平成9年3月までの分	14,810円
平成9年4月から平成10年3月までの分	14,600円
平成10年4月から平成11年3月までの分	14,390円
平成11年4月から平成12年3月までの分	13,830円
平成12年4月から	13,300円

詳しくは

福井社会保険事務所

☎0776-2311002

福井年金相談サービスセンター

☎0776-214165

役場 総務課 村民生活係まで

お気軽にお問い合わせください。

★国民年金基金は

年金も税金もお得です

国民年金にプラスする公的な年金！

国民年金基金は

★将来受け取る年金を、着実に増やすことができます。

★国民年金に上積みので年金で、生活設計に合わせて年金プランが立てられます。

★予定利回りは、3%に設定されています。

基金の掛け金は

★掛金は、加入時の年齢によって設定されていますので、早い時期に加入した方が負担が少なくお得です。

★掛金は、月額六万八千円まで社会保険料として、全額所得控除されます。

★基金の掛金は、口座振替となっておりますので、国民年金保険料も納め忘れないように口座振替のご利用をお勧めします。

基金の年金は

★加入時期が短くても年金が支払われ、掛金は掛け捨てにはなりません。  
★受け取る年金に公的年金控除が適用されます。  
★万一の場合、保障期間分の年金の残りが遺族に支払われます。

国民年金基金のお問い合わせは

福井県国民年金基金

☎〇七七六―三三一―一六六〇

人権について  
考えてみよう!!

.....法務省から.....

※女性の地位を高めよう

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているところであり、法制上も、男女平等の原則が確立されています。

しかし、例えば「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる人々の意識は今なお社会に根強く残存しており、このことが家庭や職場において種々の男女差別を生む原因となっております。

また、夫・パートナー等からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの「女性に対する暴力」の問題も、重大な人権問題です。

このような状況において、平成十一年六月二十三日には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が、また、昨年

十月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。昨年からは、十一月十二日から同月二十五日の二週間に「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されるなど、様々な取組みが行われています。

法務省の人権擁護機関は、平成十二年七月三日、全国の法務局、地方法務局に、女性の人権問題を専門に取扱う電話相談窓口「女性の人権ホットライン」を一斉に設置しました。今後、これを活用するとともに女性の人権の向上及び女性に対する暴力の禁止を訴える啓発活動等を展開するなど積極的に女性の人権擁護に努めていきます。

※子どもの人権を守る

法務省の人権擁護機関では、従来から、子どもの人権問題の解決に向けて、積極的に取り組んできたところであります。

しかし、子どもたちの間における陰湿かつ執拗な「いじめ」は依然として全国各地で多発しており、教師による体罰も後を絶ちません。

また、国内外での児童買春や性的虐待、インターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童の商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっていることや、近年、親などの保護者による虐待行為により、児童の生命が奪われたり、児童の心身や人

格の形成に重大な影響が及んでいること等から、平成十一年五月二十六日に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、また、平成十二年五月二十四日には「児童虐待の防止等に関する法律」が、それぞれ公布されたところである。

このような子どもをめぐる人権問題を解決するためには、広く国民の間に人権尊重思想を定着させ、すべての人々が豊かな人間関係の中で暮らせる状態を築き上げることが必要不可欠であります。

法務省の人権擁護機関は、未来を担う子どもたちの人権を守るために各種啓発活動を展開してまいります。全国の法務局・地方法務局において子どもが救いを求める信号をいち早くつかみ、その解決に導くために設置された相談専用電話「子どもの人権一〇番」を活用して、子どもや親などからの相談に応じます。

子どもたちを始めとする国民一人一人が自分自身の課題として、人権尊重の理念についての理解を深めるような取組みを充実させていくこととします。

★女性の人権ホットライン

☎〇七七六―26―9600

★子どもの人権一〇

☎0776―26―9777

# 特別児童扶養手当について

精神または身体に障害を有する児童を監護する父、または母もしくは、父母にかわって児童を養育している人に、支給されます。ただし、手当を受けようとする人は、日本に住所があり、対象の児童も日本に住所がなければ手当は支給されません。

## 手当の対象となる児童

二十歳未満で別表に定める一級障害または二級障害がある児童が対象となります。なお、障害を事由に年金を受けることのできる児童や、児童入所施設等に入所している児童は、対象となりません。

## 所得の制限

手当を受けようとする人の前年（一月から七月までの分の手当については前々年）の所得が一定額以上あるときは、支給が停止されます。また、手当を請求する人と同居している配偶者および扶養義務者（請求する人の兄弟姉妹および直系血族）についても所得が一定以上あるときは支給が停止されます。

## 手当の月額

障害児一人につき

一級障害児 五一、五五〇円

二級障害児 三四、三三〇円

## 手当の支払

手当は、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

八月分～十一月分の手当は、十一月十二月分～三月分の手当は、四月四月分～七月分の手当は、八月に、郵便局窓口で支払われます。請求手続きなどのくわしいことは、役場総務課 村民生活係までお問い合わせ下さい。

## 所得制限の限度額

【特別児童扶養手当】 (単位：円)

扶養親族の人数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

### 一級障害

- ① 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に著しい障害を有するもの
- ⑨ 前号に掲げるもののほか、身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもので、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### 二級障害

- ① 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの
- ④ 咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
- ⑤ 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
- ⑦ 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの
- ⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑭ 体幹の機能に著しい障害を有するもの
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもので、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑰ 身体機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



## JAS法改正のポイント

### ①違反業者名は公表されます!

#### 改正前

指示に従わない  
場合にのみ公表



#### 改正後

指示を受けた場合  
**公表**  
※それ以外の場合でも、  
公表されることがあります。

### ②違反業者の罰則が強化されました!

#### 改正前

個人・法人とも  
50万円以下の罰金



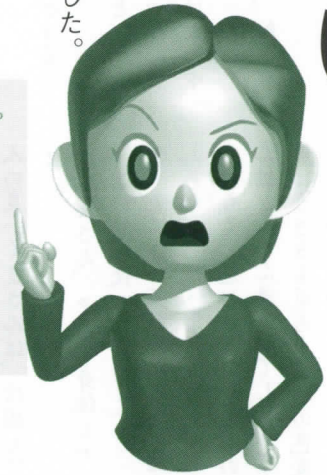
#### 改正後

(個人) 100万円以下の罰金  
又は1年以下の懲役  
(法人) 1億円以下の罰金

JAS法が  
改正されました

一連の表示偽装事件の多発を受け、  
二〇〇二年七月に改正JAS法  
(農林物資の規格化及び品質表示の  
適正化に関する法律) が施行されました。

もう許さない!  
うそ表示



食品表示についてのお問い合わせ先 食品表示に関することなら、お気軽にお電話下さい。

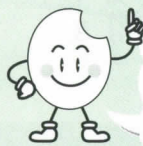
食品標示110番フリーダイヤル **0120-481-239**  
(農林水産消費技術センター)

- 独立行政法人農林水産消費技術センター 名古屋センター  
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館  
☎ 052-229-1063 FAX 052-232-2089
- 北陸農政局企画調整部消費生活課  
〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎  
☎ 076-263-2161 (内線3232)

- 農林水産省総合食料局品質課食品表示対策室  
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
☎ 03-3502-5728 FAX 03-3501-0580
- 農林水産省消費者の部屋  
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
☎ 03-3591-6529 FAX 03-5512-7651

9月1日から

## ブレンド米の表示が改正されます



100%コシヒカリだと思って買ったつもりが実はブレンド米だった…消費者にこんな誤解を与えるお米の表示をなくすため、JAS法の品質表示基準を改正し、製造者に次の事が義務付けられました。

1. 使用割合が50%未満の原料米について、その産地、品種及び産年を強調して表示することが禁止されます。(表示例1)  
ただし、産地、品種、産年のうち最も大きく表示してあり文字と同等以上の大きさの文字でその原料の使用割合を表示した場合を除きます。(表示例2)
2. 「ブレンド」など複数の原料米を使用していることを示す文字を、産地、品種または産年を表す文字のうち、最も大きな文字よりも小さく表示することが禁止されます。(表示例3)

▶表示例1

新潟県産  
コシヒカリ  
ブレンド  
14年産



新潟県産コシヒカリの使用割合は50%未満のため、強調表示は不可。  
「新潟」を「福井」に直せば○

▶表示例2

14年産  
新潟県産  
コシヒカリ  
ブレンド  
30%



新潟県産コシヒカリの使用割合を、ほかの一番大きな文字と同等の大きさで表示している。(この場合「ブレンド」等の表示は省略可)

▶表示例3

福井県産  
コシヒカリ  
複数原料米  
14年産



ブレンド米を示す表示が産地、品種または産年を表す文字(この場合「コシヒカリ」)よりも小さいのは不可。

### 表示についてのお問い合わせは

新潟食糧事務所 福井事務所 大野分室  
〒912-0022 大野市陽明町3丁目1104 ☎ 0779-66-2650 FAX 0779-66-2651  
または 新潟食糧事務所 福井事務所 本所消費改善課  
〒918-8555 福井市つくも2丁目11-21 ☎ 0776-36-1790 FAX 0776-35-8925

穴馬のむかし話(八)

どんびき(かえる)

穴馬のどんびき(かえる)が、遠い山を見て、山の向こう側に行ってみたくなった。朝早くに出発して、やつとの思いで頂上まで着いて向こう側を眺めると、谷や森、田んぼなど今住んでいる穴馬とそっくり。

「なんや…どこも変わらんのかな、そんなら、住み慣れた穴馬が一番!かえろー!」と、戻って来た。

どんびきは自分の目が、後ろについていることに、その後も気がつかなかった…。

うさぎとくま

昔、仲の悪いうさぎと熊がいたんやと、ある時、たまたま二人でかや葺きの小屋を作ることになったんやと。

「くまさん、小家の中を作ってよ、僕は屋根と家の回りを作るから…」

うさぎがそう言って、熊を中に閉じ込めて屋根の上で火打ち石を鳴らしたんやと、

「うさぎさん、屋根の上でけなぐさい臭いがするけど、火が付いているのと違うけ?」

「そんなことは無いよ、気のせいやろ!!」と、うさぎは、出られないように回りを防いでしまったんやと、そして、回りをふさがれてしまった熊は火の中で大やけどを負ってしまったんやと…。

大やけどをしたくまは何とか小屋を出て、転がりながら川迄来たら

「熊さん、熊さん、どうしたの?そんなにひどいや

けどをして?」

と、うさぎが何くわぬ顔していたんやと、

「何してって…お前が火をつけて、うらを小屋に閉じ込めたから、こんなになつたんでないんけ?」

「それは、僕ではないよ!僕らうさぎは一匹や二匹じゃ無い、いっぱい、この辺に居るじゃけの…」

「それでも、そのやけどじゃ、大変じゃ、痛かろうに、丁度良い薬を持つてるけ…この薬を塗りなさい、すぐ治るに…」

うさぎは、とうがらしを練りこんだのりを熊の身体に塗つたんやと。

身体中が火のようになって、あわてて川の中に飛び込んで、しばらくして岸に上がると又、うさぎが、

「くまさん、くまさん、川の中で何してたんじゃ?」

と、聞くんやと

「おめえ、しらばっくれて二度までもうらをだまして…」

かんかんになって怒って今も、うさぎを食いつぶそうとするんやと

「くまさん、くまさん、僕は、今、ここに来たばかり…、ぼくらうさぎはこの辺にいっぱいいるじゃけ…」

又、白々しく嘘ぶくんやと。

人の良くくまさんは、信用して家に帰ろうとしたら…。

「くまさん、そんな身体じゃ、帰るの大変じゃろ、この船を使いなさい…」

と、先に作っておいた泥船を進めたんじゃと、

「ありがと、それでは貸してもらおうわ…」

えっ!! 最低賃金 しらないの?

福井県最低賃金は、平成14年10月1日から時間額のみとなりました。

時間額 642円

- 臨時・パート・アルバイト・年齢・性別・職種を問わず、すべての労働者に適用されます。
- 使用者は、上記の最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外・休日労働に対して支払われる割増賃金等は最低賃金に含みません。
- 繊維製造業(略称)、機械器具製造業(略称)、電気機械器具製造業(略称)、各種商品小売業の4業種については、福井県最低賃金とは別に産業別最低賃金が定められています。

問い合わせ先 福井労働局労働基準部賃金室 ☎0776-22-2691  
 福井労働基準監督署 ☎0776-54-6167  
 大野労働基準監督署 ☎0779-66-3838

10月1日から、雇用保険の保険料率が変わりました。

厳しい雇用失業情勢や雇用保険財政の状況にかんがみ、雇用のセーフティネットを維持するための緊急措置です。事業主の方、被保険者の方(働いている方)それぞれ1000分の1引き上げられました。

詳しくは 福井労働局労働保険徴収室

☎0776-22-0112

同職業安定部☎0776-26-8609又は最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所までお問い合わせください。

# がしこいお酒の飲み方、おつまみの選び方で肝臓にやさしい食生活を

肝臓の負担を軽くする  
良質な植物性たんぱく質を  
辛じょうゆであえます。

## 納豆と豆腐サラダ

食改めい  
こんぼちは  
No.11

ノンエネルギー食品を  
レモン汁であえるだけです。

## わかめと刺身こんにゃくの レモン風味

しいたけに  
材料をのせて  
オーブントースター  
で焼くだけです。

## しいたけの のりチーズ焼き

## 肝臓をいたわるヘルシーな おつまみメニュー

### 納豆と豆腐のサラダ

・材料(1人分) 納豆小1パック(40g)  
木綿豆腐40g 刻みねぎ5g ◎ (練り辛子  
しょうゆ・酢各小さじ $\frac{1}{2}$ ~1)  
・作り方 ①豆腐はキッチンペーパーに包ん  
でラップをかけずに電子レンジで30秒加熱し、  
粗くつぶしておく。◎器に納豆を盛り、上に  
①ときざみねぎをのせ、◎の調味料をかける。

### わかめと刺身こんにゃくのレモン風味

・材料(1人分) 生わかめ40g 刺身こんに  
ゃく40g ◎ (レモン汁小さじ1 しょうゆ  
小さじ $\frac{3}{4}$  だし汁小さじ $\frac{1}{2}$ )  
・作り方 ①生わかめはよく洗い、一口大に  
切り、刺身こんにゃくも食べやすく切り、器  
に盛り◎をかける。

### しいたけののりチーズ焼き

・材料(1人分) しいたけ3枚 焼きのり  
 $\frac{1}{4}$ 枚分 プロセスチーズ20g  
・作り方 ①しいたけは軸を除く。のりは一  
口大にちぎり、チーズはしいたけの大きさに  
切る。しいたけの裏側にのり、チーズをのせ  
オーブントースターで焼く。

主な行事予定



13日(日) 奥越マラソン和泉大会(九頭竜国民休養地 駐車場スタート)  
 26日(土)・27日(日)  
 第23回九頭竜紅葉まつり  
 第1・第2紅葉市場、きのこ茶屋、交流市場、紅葉ランド、手づくり体験コーナー、  
 紅葉俳句会、紅葉フォトコンテスト等(九頭竜国民休養地)



1日(金) 連合音楽学習発表会(農林業者トレーニングセンター)  
 1日(金)・2日(土)・3日(日) 総合文化祭(農林業者トレーニングセンター)  
 2日(土) カヤ刈りボランティア(和泉スキー場) 雨天順延  
 4日(祝)～5日(火) 第16回ふれあい村民号の旅(山陰・皆生温泉)  
 9日(土) カヤ刈りボランティア(上大納クロスカントリースキー場) 雨天順延  
 ◎毎週火曜日(5日・12日・19日・26日) 19:00～  
 軽運動教室「ちょっと汗を流す時間」  
 種目:インディアカ  
 中旬 村民体力テスト



21日(土) 和泉村スポーツ少年大会



発行 ■ 和泉村 編集 ■ 広報編集委員会 〒921-0191 福井県大野郡和泉村朝日十六三十四 TEL(077)781-2111

第16回ふれあい村民号参加者募集

ゆったりゴージャスアストル号に乗って  
 山陰・皆生温泉めぐり

- 実施日** 11月4日(月)～5日(火)
- 参加負担金** 25,000円(村民)  
42,000円(村民でない者で村内の事業所、事務所に勤務するもの)
- 行き先** 山陰・皆生温泉
- 申込期間** 9月30日(月)～10月21日(月)
- 申込先** 役場総務課行財政係まで負担金を添えてお申し込みください
- 集合場所** JR九頭竜湖駅 または JR下山駅
- 集合時間** 両駅とも午前7時20分までに集合(時間厳守)



★今回、人のうごきはありませんでした。

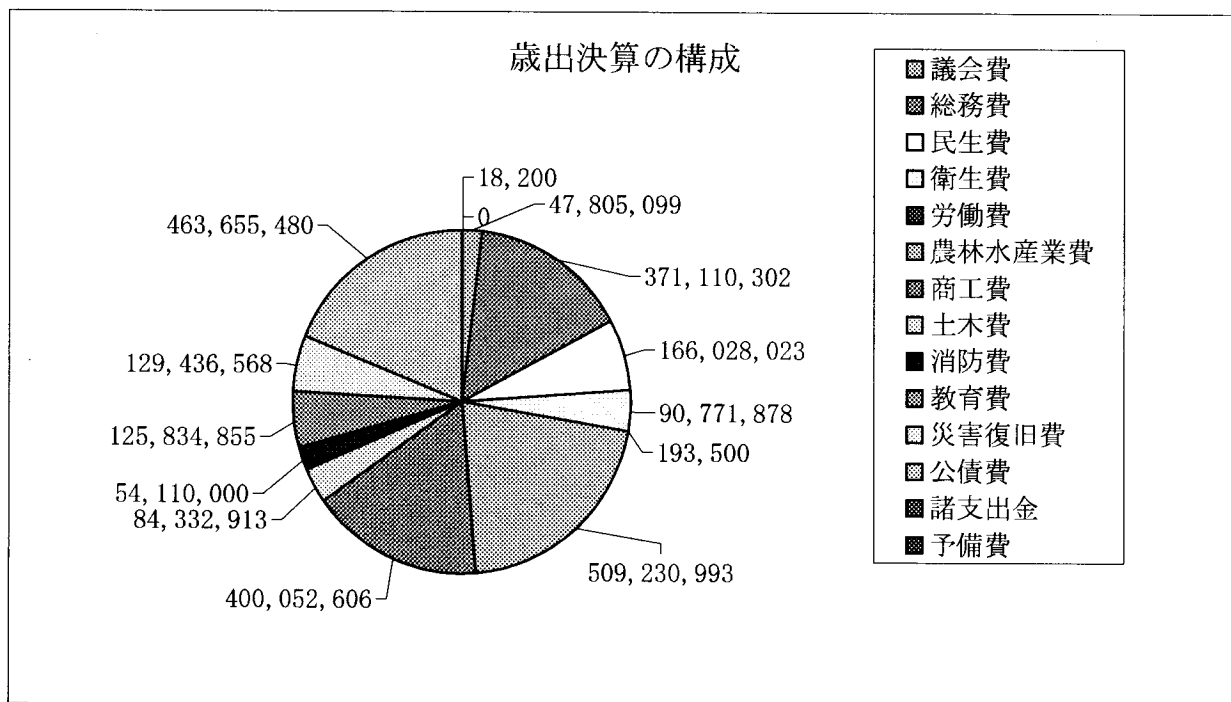
# 平成13年度 決算状況

## ■ 平成13年度 歳出決算額（一般会計）

単位：円、%

款	13年度決算額	予算額	予算額との比較	予算執行率	構成比率
1 議会費	47,805,099	48,342,000	536,901	98.9	1.7
2 総務費	371,110,302	383,220,000	12,109,698	96.8	12.8
3 民生費	166,028,023	177,458,000	11,429,977	93.6	5.7
4 衛生費	90,771,878	93,774,000	3,002,122	96.8	3.1
5 労働費	193,500	400,000	206,500	48.4	0.0
6 農林水産業費	509,230,993	547,794,000	38,563,007	93.0	17.6
7 商工費	400,052,606	403,115,000	3,062,394	99.2	13.8
8 土木費	84,332,913	92,175,000	7,842,087	91.5	2.9
9 消防費	54,110,000	54,110,000	0	100.0	1.9
10 教育費	125,834,855	136,627,800	10,792,945	92.1	4.4
11 災害復旧費	129,436,568	208,883,000	79,446,432	62.0	4.5
12 公債費	463,655,480	468,541,000	4,885,520	99.0	16.0
13 諸支出金	18,200	92,000	73,800	19.8	0.0
14 予備費	0	1,467,200	1,467,200	0.0	0.0
歳入合計	2,442,580,417	2,615,999,000	173,418,583	93.4	84.5

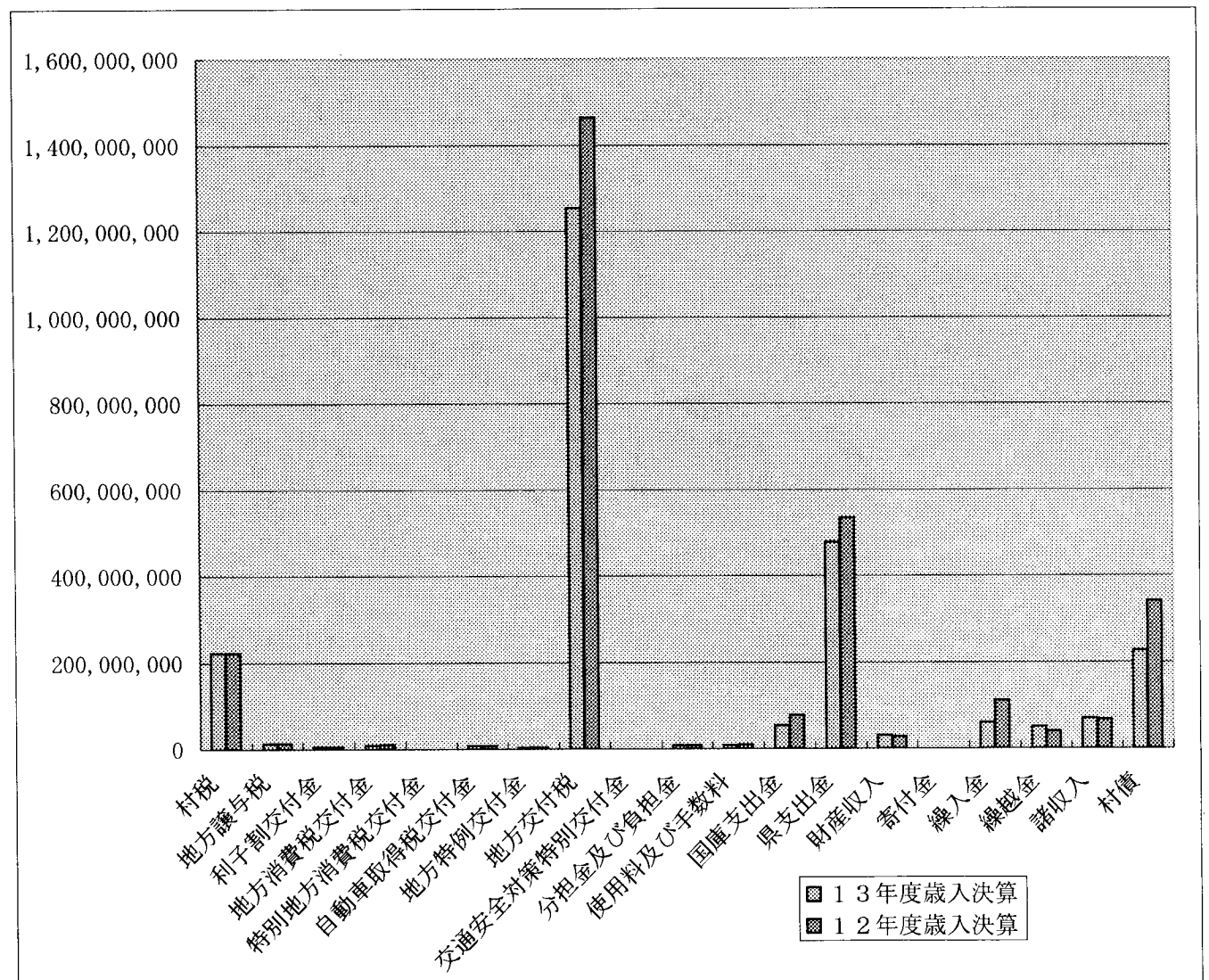
歳出決算の構成



■ 平成13年度 一般会計歳入決算比較表（前年度対比）

単位：円、%

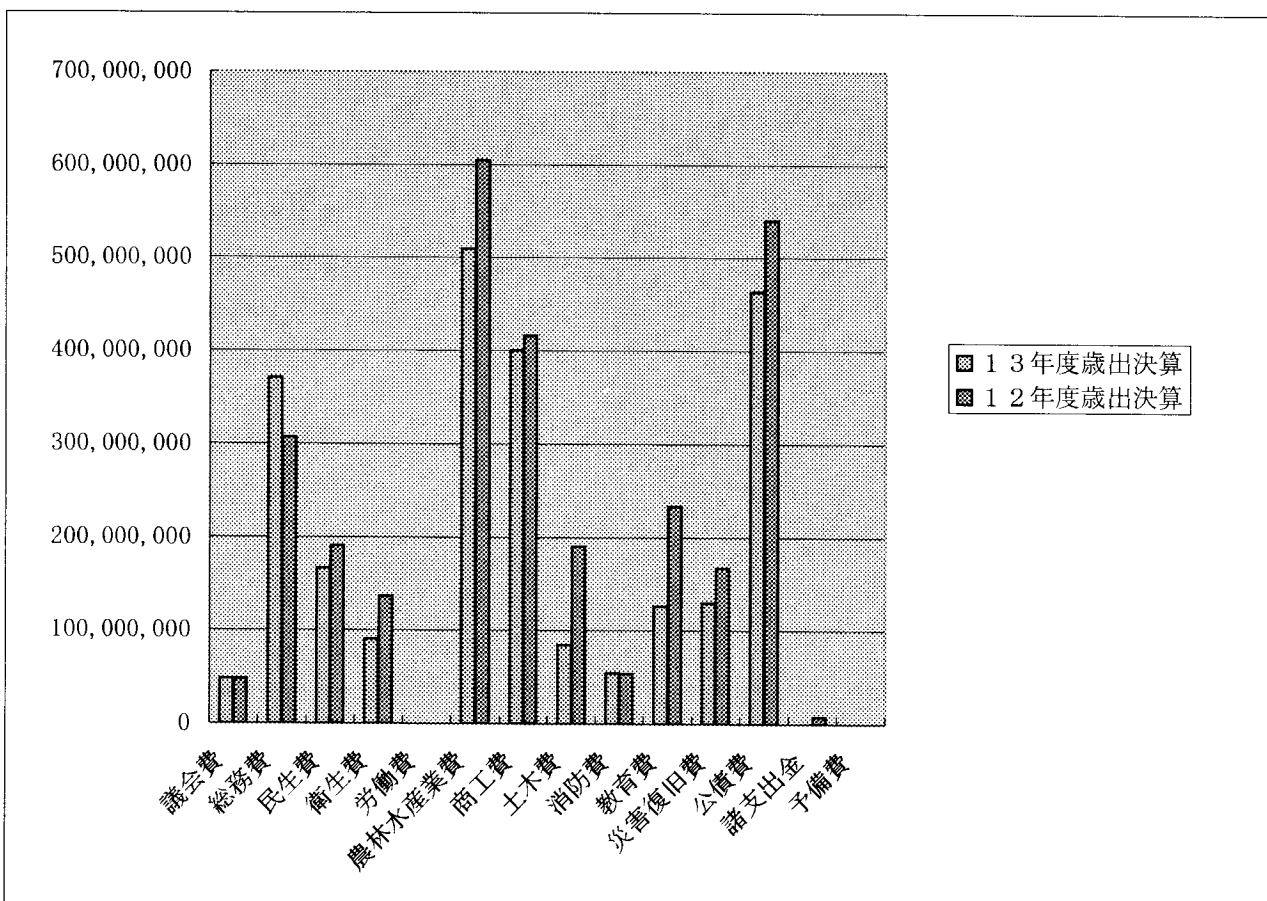
款	13年度決算額	12年度決算額	比較増減	増減率
1 村税	221,936,962	222,136,768	△ 199,806	△ 0.1
2 地方譲与税	12,934,000	12,986,000	△ 52,000	△ 0.4
3 利子割交付金	5,684,000	4,929,000	755,000	15.3
4 地方消費税交付金	9,735,000	10,162,000	△ 427,000	△ 4.2
5 特別地方消費税交付金	0	0	0	0
6 自動車取得税交付金	8,165,000	8,339,000	△ 174,000	△ 2.1
7 地方特例交付金	4,413,000	3,984,000	429,000	10.8
8 地方交付税	1,254,163,000	1,463,672,000	△ 209,509,000	△ 14.3
9 交通安全対策特別交付金	0	475,000	△ 475,000	△ 100.0
10 分担金及び負担金	7,815,596	8,069,900	△ 254,304	△ 3.2
11 使用料及び手数料	7,392,788	8,783,940	△ 1,391,152	△ 15.8
12 国庫支出金	54,074,865	77,221,164	△ 23,146,299	△ 30.0
13 県支出金	478,061,153	533,445,479	△ 55,384,326	△ 10.4
14 財産収入	30,393,788	28,580,423	1,813,365	6.3
15 寄付金	0	200,000	△ 200,000	△ 100.0
16 繰入金	59,644,000	111,703,000	△ 52,059,000	△ 46.6
17 繰越金	50,761,955	40,259,728	10,502,227	26.1
18 諸収入	69,043,866	67,463,052	1,580,814	2.3
19 村債	225,500,000	340,600,000	△ 115,100,000	△ 33.8
歳入合計	2,499,718,973	2,943,010,454	△ 443,291,481	△ 15.1



■ 平成13年度 一般会計歳出決算比較表（前年度対比）

単位：円、%

款	13年度決算額	12年度決算額	比較増減	増減率
1 議会費	47,805,099	47,959,474	△ 154,375	△ 0.3
2 総務費	371,110,302	306,630,035	64,480,267	21.0
3 民生費	166,028,023	190,542,433	△ 24,514,410	△ 12.9
4 衛生費	90,771,878	136,276,978	△ 45,505,100	△ 33.4
5 労働費	193,500	196,200	△ 2,700	△ 1.4
6 農林水産業費	509,230,993	604,425,462	△ 95,194,469	△ 15.7
7 商工費	400,052,606	416,039,637	△ 15,987,031	△ 3.8
8 土木費	84,332,913	189,727,343	△ 105,394,430	△ 55.6
9 消防費	54,110,000	53,351,000	759,000	1.4
10 教育費	125,834,855	232,865,777	△ 107,030,922	△ 46.0
11 災害復旧費	129,436,568	166,896,824	△ 37,460,256	△ 22.4
12 公債費	463,655,480	539,920,276	△ 76,264,796	△ 14.1
13 諸支出金	18,200	7,417,060	△ 7,398,860	△ 99.8
14 予備費	0	0	0	0.0
歳入合計	2,442,580,417	2,892,248,499	△ 449,668,082	△ 15.5

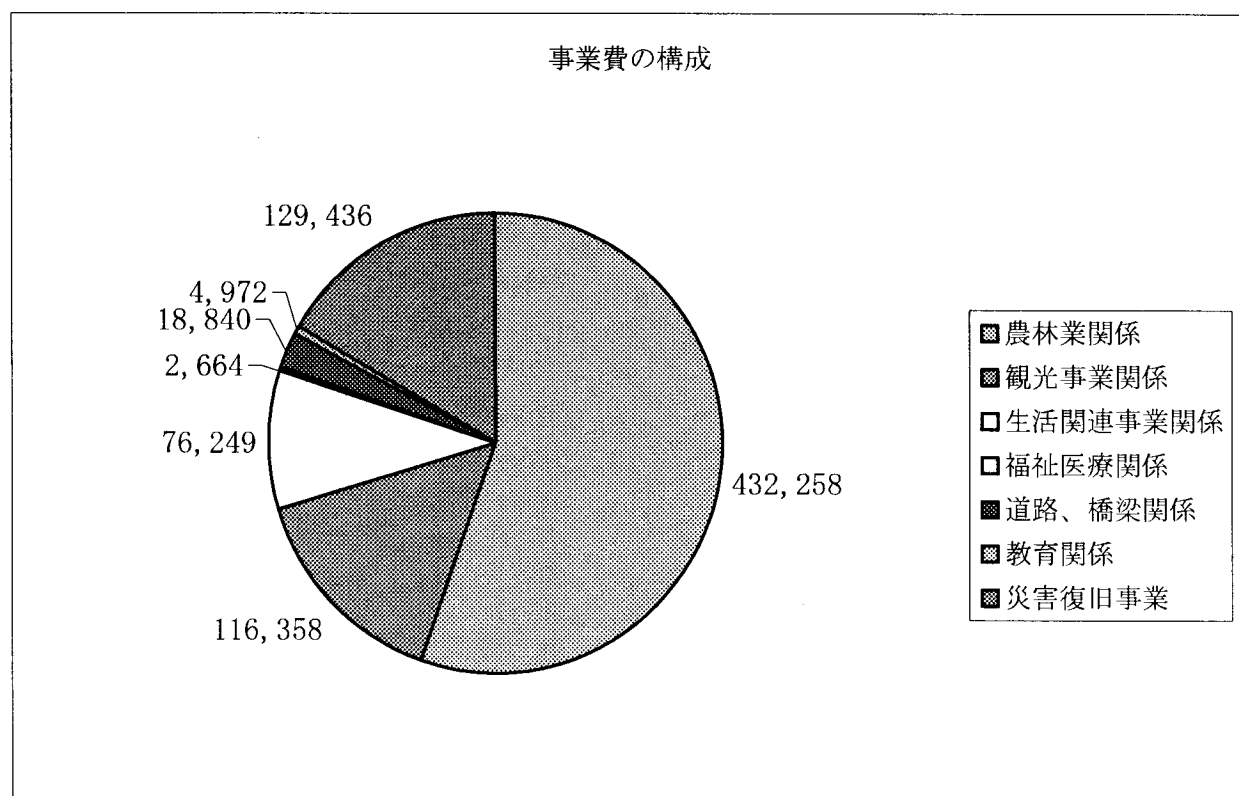


## ■ 平成13年度 主な事業の投資状況

単位：千円、%

	目的	13年度決算額	備考	構成比率
1	農林業関係	432,258	農林水産業費	55.4
2	観光事業関係	116,358	商工費	14.9
3	生活関連事業関係	76,249	総務費・議会費	9.8
4	福祉医療関係	2,664	民生費・衛生費	0.3
5	道路、橋梁関係	18,840	土木費	2.4
6	教育関係	4,972	教育費	0.6
7	災害復旧事業	129,436		16.6
	合計	780,777		100.0

事業費の構成





■ 平成13年度 歳入決算額（特別会計総額）

単位：円、%

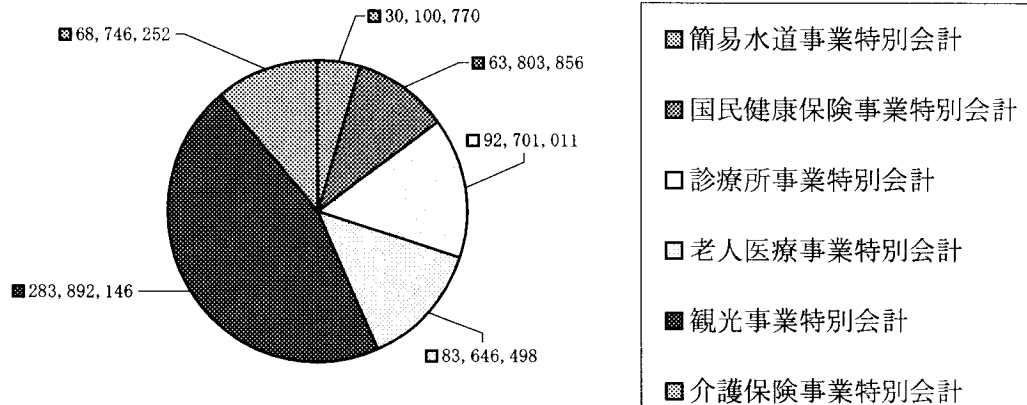
款	13年度決算額	調定額	調定未収額	構成比率
1 簡易水道事業特別会計	30,100,770	30,100,770	0	4.1
2 国民健康保険事業特別会計	63,803,856	65,061,256	1,257,400	8.7
3 診療所事業特別会計	92,701,011	92,701,011	0	12.7
4 老人医療事業特別会計	83,646,498	83,646,498	0	11.4
5 観光事業特別会計	283,892,146	283,892,146	0	38.8
6 介護保険事業特別会計	68,746,252	68,766,652	20,400	9.4
特別会計歳入合計	622,890,533	624,168,333	1,277,800	85.1

前年度との歳入決算比較

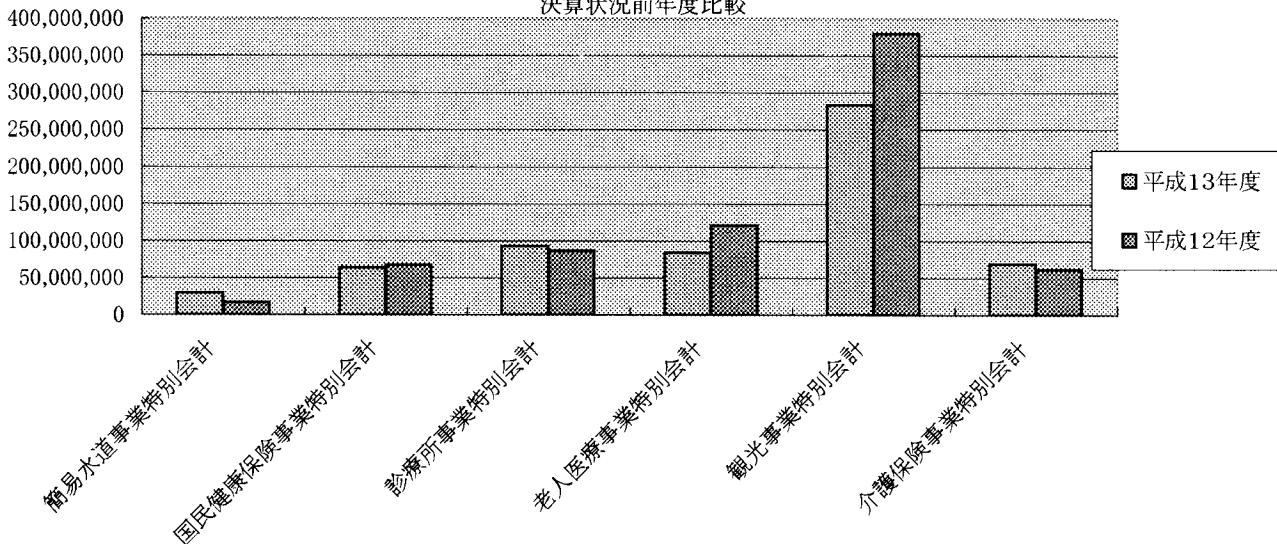
単位：円、%

款	13年度決算額	12年度決算額	比較増減	増減率
1 簡易水道事業特別会計	30,100,770	16,508,229	13,592,541	82.3
2 国民健康保険事業特別会計	63,803,856	67,313,999	△ 3,510,143	△ 5.2
3 診療所事業特別会計	92,701,011	86,613,468	6,087,543	7.0
4 老人医療事業特別会計	83,646,498	120,715,927	△ 37,069,429	△ 30.7
5 観光事業特別会計	283,892,146	379,768,142	△ 95,875,996	△ 25.2
6 介護保険事業特別会計	68,746,252	61,004,132	7,742,120	12.7
特別会計歳入合計	622,890,533	731,923,897	△ 109,033,364	△ 14.9

歳入決算の構成



決算状況前年度比較



■ 平成13年度 歳出決算額（特別会計総額）

単位：円、%

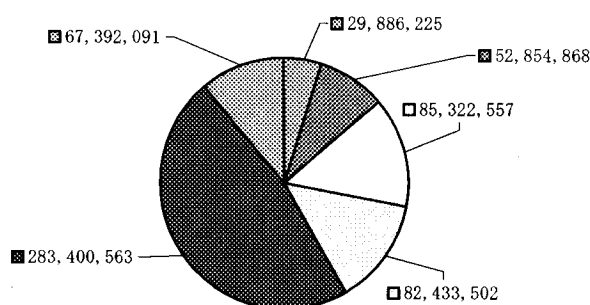
款	13年度決算額	予算額	予算との比較	執行率
1 簡易水道事業特別会計	29,886,225	30,716,000	829,775	97.3
2 国民健康保険事業特別会計	52,854,868	65,031,000	12,176,132	81.3
3 診療所事業特別会計	85,322,557	88,650,000	3,327,443	96.2
4 老人医療事業特別会計	82,433,502	86,795,000	4,361,498	95.0
5 観光事業特別会計	283,400,563	283,924,000	523,437	99.8
6 介護保険事業特別会計	67,392,091	70,260,000	2,867,909	95.9
特別会計歳入合計	601,289,806	625,376,000	24,086,194	96.1

前年度との歳出決算比較

単位：円、%

款	13年度決算額	12年度決算額	比較増減	増減率
1 簡易水道事業特別会計	29,886,225	16,254,176	13,632,049	83.9
2 国民健康保険事業特別会計	52,854,868	61,375,105	△ 8,520,237	△ 13.9
3 診療所事業特別会計	85,322,557	82,043,351	3,279,206	4.0
4 老人医療事業特別会計	82,433,502	119,722,544	△ 37,289,042	△ 31.1
5 観光事業特別会計	283,400,563	379,248,286	△ 95,847,723	△ 25.3
6 介護保険事業特別会計	67,392,091	59,181,772	8,210,319	13.9
特別会計歳入合計	601,289,806	717,825,234	△ 116,535,428	△ 16.2

歳出決算の構成



- 簡易水道事業特別会計
- 国民健康保険事業特別会計
- 診療所事業特別会計
- 老人医療事業特別会計
- 観光事業特別会計
- 介護保険事業特別会計

決算状況前年度比較

